

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付、葬祭料及び未支給の療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され、B所在のC支店（以下「会社」という。）の所属となり、会社D支店管内の配送センターにおいて、電動自転車により宅配荷物を集荷・配達する業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午後10時45分頃、自宅において突然意識不明となり、E病院に救急搬送されたが、翌〇日午前〇時〇分に死亡した。死体検案書によれば「直接死因：心肥大に基づく急性循環不全」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付、葬祭料及び未支給の療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病名及び発症時期について、F医師作成の死体検案書及びG医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書等を踏まえ、当審査会としても、被災者が死亡に至った疾患名は「心肥大に基づく急性循環不全(心停止)」(以下「本件疾病」という。)であり、その発症時期は、平成〇年〇月〇日と判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

#### (3) 異常な出来事への遭遇について

請求人らは、①新スリーターによる配達によって、身体的、精神的負荷を受けたこと、②発症当日、体調不良の状態、気温が低く雨が降っている中、防寒具も支給されず、1.5倍の荷物の集配送業務を行ったことをもって、極度の緊張、興奮、恐怖、驚愕等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態や急激で著しい作業環境の変化に遭遇したと主張する。

まず、①新スリーターによる配達によって、身体的、精神的負荷を受けたことについて検討すると、被災者が新スリーターを使用して集配業務を行っていたのは、日常的なことで発症当日ないし発症前日に限ったものではなく、発症

当日ないし発症前日にトラブル等が起こった事実も確認されないことから、認定基準の異常な出来事と認められる要件である「通常の業務遂行過程においては遭遇することがまれな事故又は災害等で、その程度が甚大であった」ものとは認められない。

次に、②発症当日、体調不良の状態、気温が低く雨が降っている中、防寒具も支給されず、1.5倍の荷物の集配送業務を行ったことについて検討すると、本件疾病を発症した当日と前日の作業従事期間内の最低気温及び最高気温の温度差はさしたるものではなく、急激な外気温の変化があったとは言えない。また、寒さや雨天については、自らも自衛手段を講じていたことが認められることから、認定基準の「気温の上昇又は低下等の作業環境の変化が急激で著しい状況であった」とまでは認めることはできない。

また、請求人らは1.5倍の荷物の集配送業務は、異常な出来事への遭遇に当たると主張するも、通常の業務遂行過程において遭遇することがまれな事故又は災害等に遭遇したものとまでは認められず、当該主張は認められない。

したがって、当審査会は、被災者には、発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められないものと判断する。

(4) また、請求人らは、被災者の労働時間に関し、原処分庁による算定は不当である旨主張していることから、検討すると以下のとおりである。

ア 請求人らは、被災者が発症当日午前7時45分から労働を開始していた旨主張する。

被災者の出勤時刻はタイムカードでは午前8時02分となっている。また、Hセンター長は、「始業時刻は、8時出勤というのをみんなで決めています。」と述べ、同僚Iは、「被災者が入社していたのは午前8時頃だと思います。タイムカードを押さずに作業を開始することはありません。」と述べており、同僚Jは、「タイムカードは入ってすぐの入口右手にあります。皆来てすぐ押す感じでした。被災者はいつも午前8時ちょうどくらいに入社していました。被災者も入社後すぐにタイムカードを打刻していました。」と述べている。会社関係者の申述も、被災者が午前8時頃に出社していたという点で一致していることから、監督署長がタイムカードによって算定した被災者の労働時間は妥当であると判断する。

なお、請求人らは、始業時刻について具体的根拠を示していない。

イ 請求人らは、休憩時間を1時間と認定したことについても不当である旨主張するが、この点、Hセンター長は、「休憩時間は、配達量や配達時間帯などで変化していくので、休憩を取る時間帯も休憩時間も各々が考えて取っていくという感じです、1日トータルでだいたい1時間くらいは、皆休憩時間を取れているとは思いますが。」と述べ、同僚Jは、「被災者は、コンビニで買ってきたスパゲティーやおにぎりなどを食べていました。被災者もしゃべりながら食事を取っていましたので、皆と同じように概ね1時間程度休憩を取っていました。」と述べ、同僚Iは聴取書で、「お昼の食事時間は、20分から30分程度」としながらも「だいたい1時間程度は休憩時間として休んでいる」と述べており、さらに、審査官聴取書では、休憩時間は1時間程度と述べている。

なお、請求人らは、休憩時間について、労働基準監督署担当官が「証言をした方が口裏を合わせている可能性は否定できない。」旨述べていたと主張しているが、上記各会社関係者らの申述は自らの経験をもとに極めて具体的に述べていることからみて、信憑性は高いと判断できるものであり、当該主張を採用することはできない。

以上のおおりに、会社関係者の申述は具体的であり、当審査会としては、会社関係者の申述を踏まえ、被災者は所定の1時間の休憩を取得していたとする監督署長の判断は理由があり妥当なものと判断する。

ウ 請求人らは、午後10時以降の労働は、恒常的に行われていた旨主張するが、労働時間集計表をみると、午後10時以降の労働は発症前1か月で3回、発症前6か月において1か月当たり1、2回であり恒常的とは言えないこと、同僚J及び同僚Iは、タイムカードを押してから作業することはない旨明確に述べていることなどを踏まえると、当審査会としては、被災者は午後10時以降恒常的に労働していたとは認められないものと判断する。

エ 以上のおおりに、被災者の労働時間の算定に係る請求人らの主張はいずれも根拠がないと判断せざるを得ないものであり、当審査会としては採用できない。

#### (5) 短期間の過重業務について

被災者の発症前1週間の総労働時間数は68時間25分（時間外労働時間数は28時間25分）で、発症の2日前に休日を取得しており、深夜勤務その他

心身への特段の業務負荷要因は認められないことから、発症前おおむね1週間において、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められないと判断する。

(6) 長期間の過重業務について

被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数は76時間41分、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数で最も多いのは発症前2か月の46時間12分であり、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働は認められず、また、労働時間以外の特段の業務負荷要因も認められないことに照らし、発症前1か月及び2か月ないし6か月において、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められないと判断する。

(7) 上記のとおり、本件については業務に関連する異常な出来事への遭遇、短期間の過重業務、長期間の過重業務を認められず、被災者に発症した本件疾病及び死亡は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付、葬祭料及び未支給の療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。